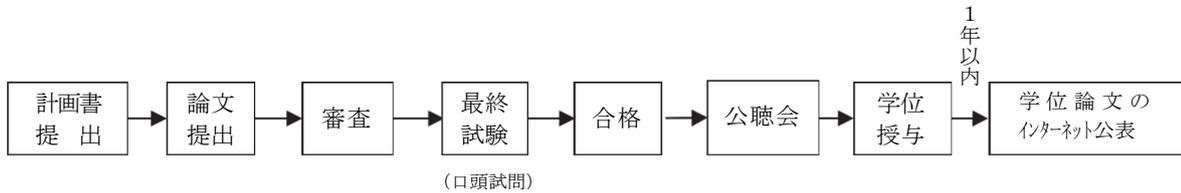


**博士の学位申請に関する手続き及び審査体制・基準等について**

**1 課程修了による博士の学位(大学院学則第25条、第28条に基づく)**

博士課程後期課程に所定の期間在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、博士の学位が授与されます。

**2 学位授与までの主な流れ**



**3 スケジュール**

詳細(各種様式・日程等)は、インフォメーションシステムや関大LMSでお知らせします。

事項	3 月期授与の場合	9 月期授与の場合
「博士論文計画書」の提出	8 月末まで	2 月下旬まで
学位論文等の書類一式の提出	12 月中旬まで	6 月中旬まで
最終試験(口頭試問)	1 月下旬	7 月上旬
審査報告書の提出	2 月上旬まで	7 月中旬まで
公聴会	3 月中旬	9 月中旬
学位授与※	3 月下旬	9 月中旬

※最終試験に合格し、学位が授与される場合は、学位記授与式の通知を行います。

**4 学位論文提出要件**

- (1) 博士論文提出期限までに、レフェリー制のある学術雑誌に掲載された論文(未公開であってもアクセプトされたものは含む。)が2篇以上あること。ただし、研究科委員会がそれと同等と認める論文を含めることができる。
- (2) 指導教員による英語の文献を用いた研究指導を受けていること。

**5 博士論文審査体制・方法**

(1) 審査体制(学位規程第 21 条に基づく)

博士論文の審査は、研究科委員会の定めた審査委員によってこれを行います。

審査委員は、当該論文に関連ある研究領域の教員3名以上とし、主査を1名、副査を2名以上とします。審査委員には、当該研究科委員会以外の者を含めることがあります。

審査委員は、論文の審査及び評価に関する意見を記載した審査要旨を、研究科委員会に報告するものとします。

(2) 審査方法

① 最終試験(学位規程第 22 条に基づく)

博士の学位に関する最終試験は、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって、審査委員が博士論文を中心とし、試問の方法によって行います。試問は、口頭により行いますが、筆答試問を併せ行うこともあります。

なお、最終試験の日時は、主査委員の意見を聴いて、研究科委員会において決定します。

② 審査期間(学位規程第 23 条に基づく)

博士論文の審査及び最終試験は、当該論文受理後1年以内に終了します。

③ 審査結果(学位規程第 25 条・26 条に基づく)

博士論文の審査及び最終試験の結果は、研究科委員会の承認を得なければならないものとします。

なお、研究科委員会の議事は、委員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意をもって決定します。

## 6 博士論文審査基準

学位論文（博士）を評価する際には、次の点を考慮し審査を行います。

- (1) 研究テーマが明確であり、社会的意義が認められるか
- (2) テーマに基づいて、適切な問題を設定し、一貫した論理展開がされているか
- (3) 研究目的にふさわしい分析手法が用いられ、資料やデータの解釈は適切かつ厳密か
- (4) 先行研究や関連した研究を十分に調査し、的確に考察されているか
- (5) 研究テーマの分析内容、結論において、独自の知見など独創的な成果があるか

## 7 学位論文の公表

### (1) 論文審査の公表

博士の学位が授与された場合は、学位規程第 38 条に基づき、その学位論文の要旨及び論文審査要旨をインターネット（関西大学学術リポジトリ）の利用により公表します。

### (2) 学位論文の公表

博士の学位論文は、学位規程第 39 条に基づき、学位を授与されてから1年以内にインターネット（関西大学学術リポジトリ）の利用により公表しなければなりません。

※公表の手続きの詳細は、別途インフォメーションシステム等でお知らせします。